

自動車検査証の有効期間を延長します

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されたことに伴い、自動車検査証の有効期間を延長します。

○対象車両

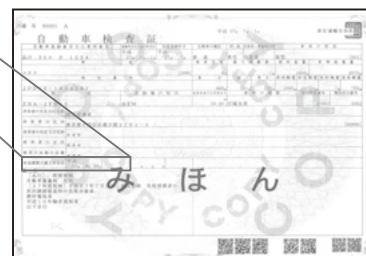
自動車検査証の有効期間が満了する日が、6月1日から6月30日までの自動車全て

※令和2年4月7日付け及び令和2年4月16日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年4月8日又は17日から同年5月31日までのもの（令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年4月30日としたものを含む）を、令和2年6月1日を満了する日としたものを含む。

○措置内容

自動車検査証の有効期間を7月1日まで延長

有効期間の満了する日	平成32年6月30日
------------	------------



○継続検査の手続き

対象車両については、7月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが7月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

○今回の自動車検査証の有効期間の伸長措置

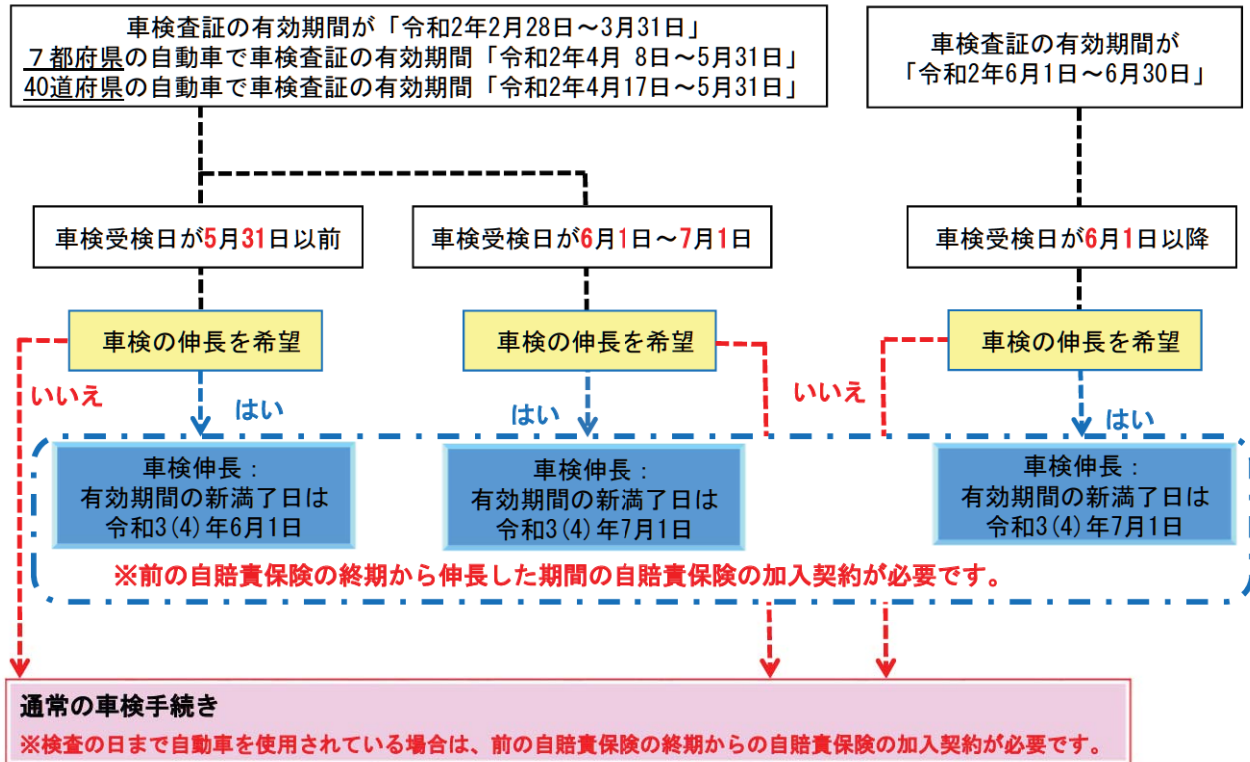
公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
5月8日	全国一律	令和2年6月1日～6月30日	令和2年7月1日

※下記により自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年6月1日に伸長されたものを含みます。

○これまでの自動車検査証の有効期間の伸長措置（新型コロナウイルス感染症対策）

公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
2月28日	全国一律	令和2年2月28日～3月31日	令和2年4月30日 ※4月7日、4月16日付の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日は6月1日まで更に伸長されています。
4月7日	東京都 埼玉県 千葉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 福岡県	令和2年4月8日～5月31日	令和2年6月1日
4月16日	全国 (令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により対象となっている上記の7都府県を除く)	令和2年4月17日～5月31日	令和2年6月1日

自動車検査証の伸長に係る有効期間について

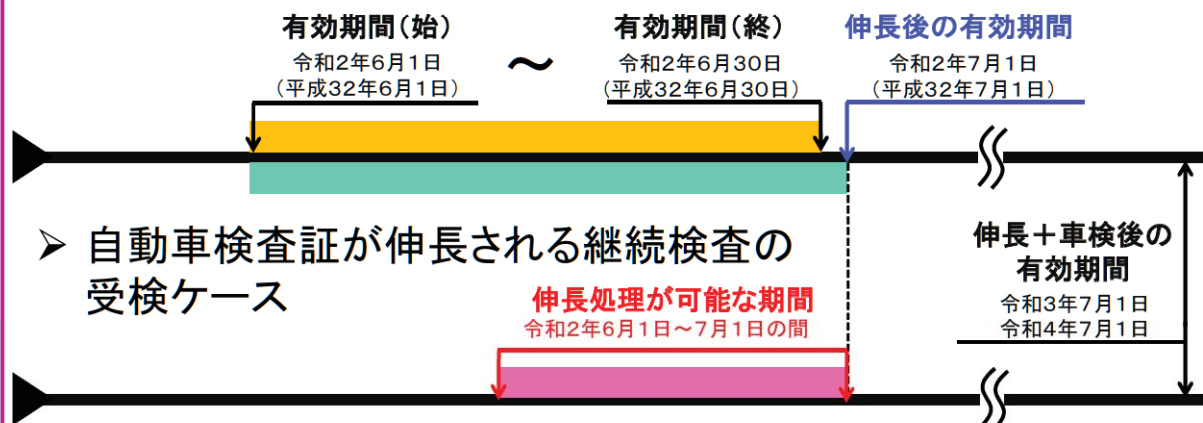


④ 今回(R2.5.8)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(全国47都道府県)

 が、有効期間の伸長対象となる自動車(①～③を含む)

 が、伸長される有効期間(令和2年7月1日)

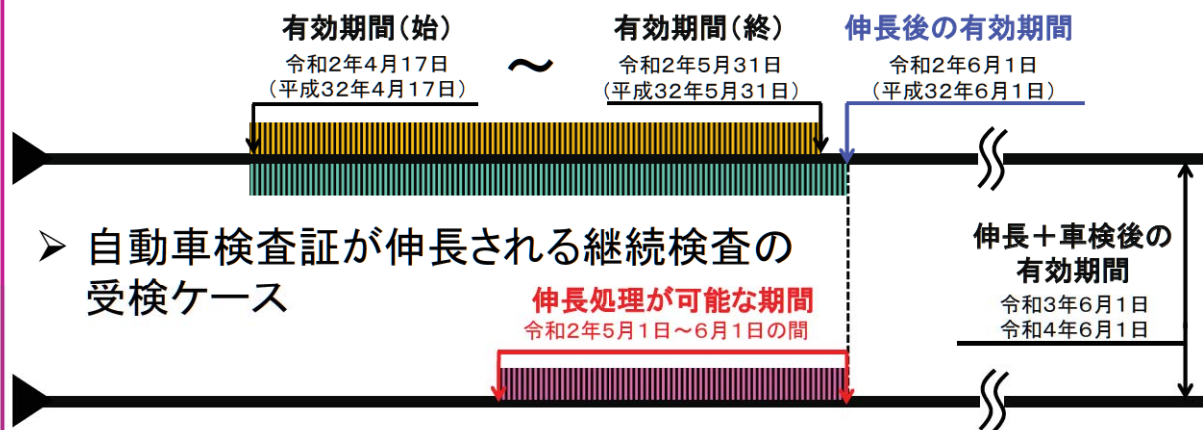


③ (R2.4.16)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(40道府県)

  が、有効期間の伸長対象となる自動車(①のものを含む)

  が、伸長される有効期間(令和2年6月1日)



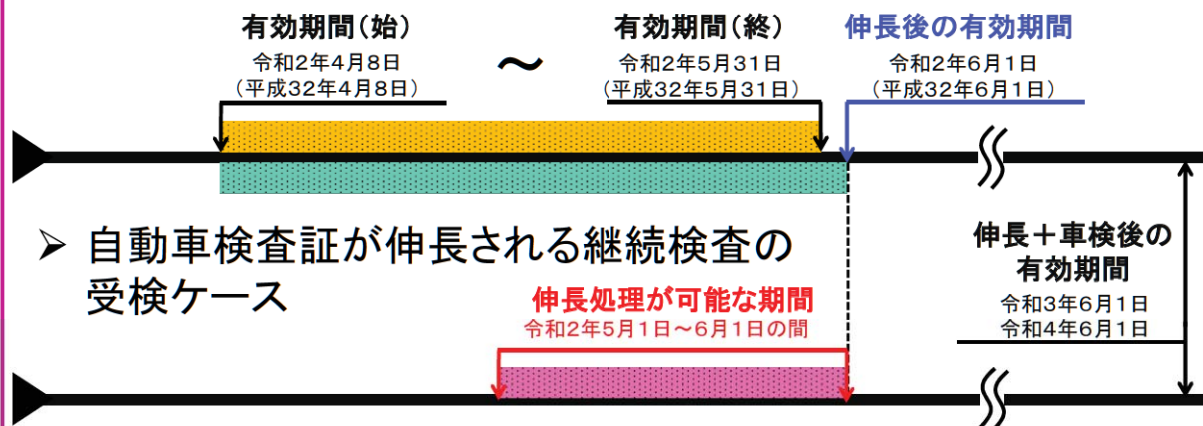
➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の受検ケース

② (R2.4.7)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(7都府県)

  が、有効期間の伸長対象となる自動車(①のものを含む)

  が、伸長される有効期間(令和2年6月1日)



➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の受検ケース

① (R2.2.28)の措置内容

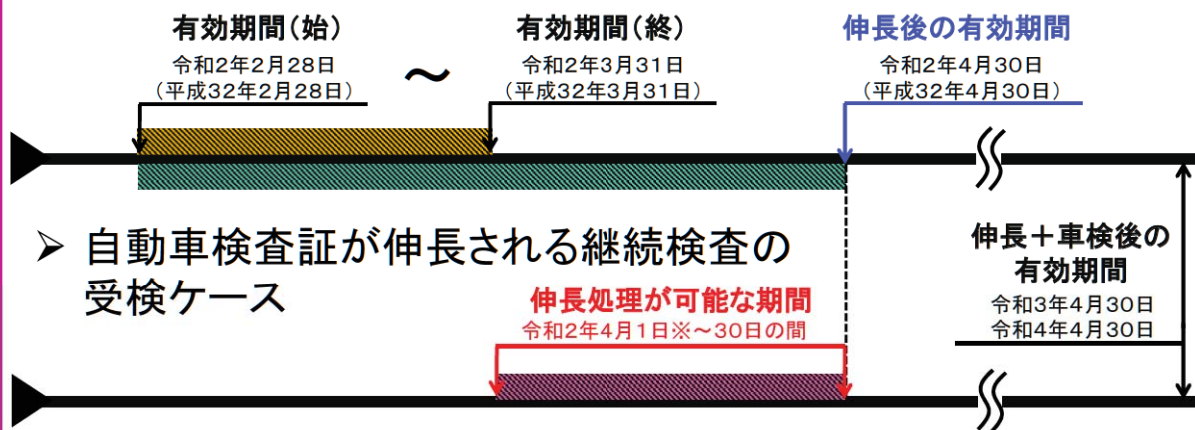
➤ 自動車検査証の伸長期間(全国)



が、有効期間の伸長対象となる自動車



が、伸長される有効期間(令和2年4月30日)



※伸長の手続きは1ヶ月前(3月30日)から可能ですが、今回の伸長の主旨をふまえて、4月1日以降に記載させて頂きました。

有効期間の伸長手続きができる期間

➤ 7月1日までの伸長を希望される場合は、6月1日～7月1日の間に検査の申請が必要です。



が、①、②、③の伸長対象となる自動車



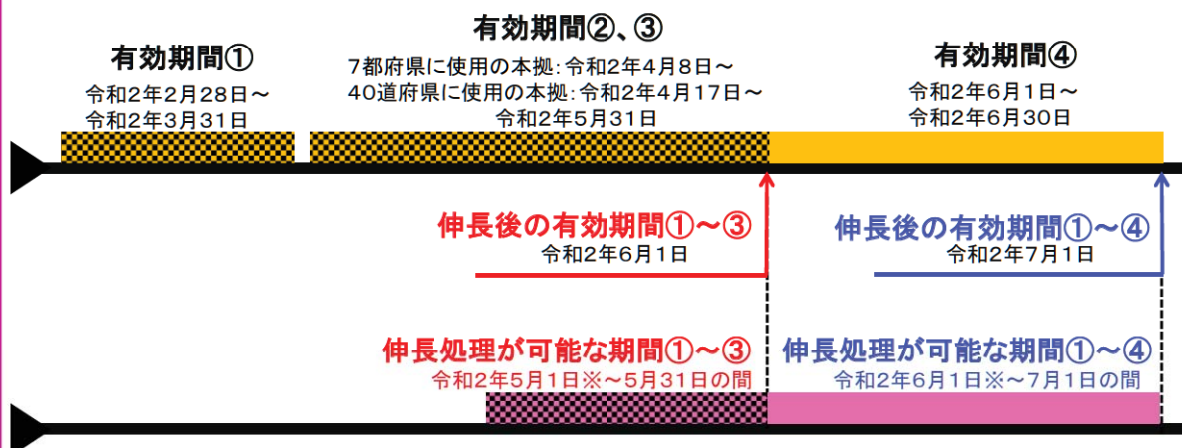
が、今回の伸長対象となる自動車



が、①、②、③の伸長処理が可能な期間



が、今回の伸長処理が可能な期間



※5月1日～5月31日間の検査の申請であれば「6月1日」、6月1日～7月1日間の申請であれば「7月1日」を新たな有効期間満了日とすることが可能です。